

組合員の皆様

2015年12月23日

海難残骸物の除去に関するナイロビ国際条約について — 2015年12月時点の最新情報

2015年1月28日付回覧 ([linked here](#)) において、海難残骸物の除去に関するナイロビ国際条約（以下「ナイロビ条約」）が2015年4月14日に発効する旨をお知らせするとともに、証書要件に関する情報をご案内いたしました。

ナイロビ条約締約国を旗国とするか、または締約国に所在する港もしくは海上施設に寄港する300G/T以上の船舶は、ナイロビ条約に従い、保険その他の金銭上の保証が有効に付保されていることを示す証書を本船に備えておかなければならないという要件については、先にご案内した通りです。船舶の旗国がナイロビ条約の締約国である場合、証書は当該締約国から取得しなければなりません。

ナイロビ条約が2015年4月14日に発効してから、バハマ、キプロス、パナマが締約国に加わり、ナイロビ条約の締約国数は現在25カ国となりました。

ナイロビ条約の非締約国に船籍を置く船舶は、いずれかの締約国の関係当局から証書を取得することができますが、当該締約国が条約証書の発行に同意していることが条件となります。クック諸島、キプロス、ドイツ、リベリア、マルタ、マーシャル諸島、パラオ、英国などはいずれも、第三国を旗国とする船舶に、ナイロビ条約証書を発行する意向を示しています。該当する組合員は、所有船舶の旗国が、いずれかのナイロビ条約締約国とナイロビ条約証書の発行に関する協定を締結していないか確認し、適当な締約国当局に適時に証書申請されるようお勧めします。

.. / ...

The Standard Club Europe Ltd

www.standard-club.com

Registered in England No. 17864. Authorised by the Prudential Regulation Authority and regulated by the Financial Conduct Authority and the Prudential Regulation Authority

Managers' London Agents: **Charles Taylor & Co. Limited**. Registered in England No. 2561548
Charles Taylor & Co. Limited is an appointed representative of Charles Taylor Services Limited,
which is authorised and regulated by the Financial Conduct Authority

Registered Address: Standard House, 12-13 Essex Street, London WC2R 3AA, UK
Telephone: +44 20 3320 8888 Email: pandi.london@ctplc.com

当クラブでは、ほとんどのナイロビ条約締約国事務局の電子メールアドレスおよび住所一覧を作成・保持しております。

本回覧の発行時点で、ナイロビ条約は下記の 25 締約国で施行されています。

国・地域	批准書寄託日	条約発効日
アルバニア*	2015年5月5日	2015年8月5日
アンティグア・バーブーダ*	2015年1月9日	2015年4月14日
バハマ*	2015年6月5日	2015年9月5日
ブルガリア*	2012年2月8日	2015年4月14日
コンゴ共和国	2014年5月19日	2015年4月14日
クック諸島	2014年12月22日	2015年4月14日
キプロス*	2015年7月22日	2015年10月22日
デンマーク*	2014年4月14日	2015年4月14日
ドイツ*	2013年6月20日	2015年4月14日
インド	2011年3月23日	2015年4月14日
イラン (イスラム共和国)	2011年4月19日	2015年4月14日
ケニア*	2015年4月14日	2015年7月14日
リベリア*	2015年1月8日	2015年4月14日
マレーシア	2013年11月28日	2015年4月14日
マルタ*	2015年1月18日	2015年4月18日
マーシャル諸島*	2014年10月27日	2015年4月14日
モロッコ	2013年6月13日	2015年4月14日
ナイジェリア	2009年7月23日	2015年4月14日
ニウエ*	2015年4月27日	2015年7月27日
パラオ	2011年9月29日	2015年4月14日
パナマ*	2015年8月18日	2015年11月18日
南アフリカ	2015年4月4日	2015年12月4日



トンガ	2015年3月20日	2015年6月20日
ツバル	2015年2月17日	2015年5月17日
英国*	2012年11月30日	2015年4月14日

注：ナイロビ条約は、英国の海外領土ジブラルタルおよび王室属領マン島にも拡大適用されます。

* 印：ナイロビ条約第3条2項に従い、領海を含む領域内にナイロビ条約を適用する締約国13カ国。

・ 印：1976年の海事債券についての責任制限に関する条約（LLMC1976）第2条1項（d）および（e）に関し、留保を付している締約国4カ国。沈没、難破、座礁したか、または放棄された船舶（船舶上のすべての物を含む）の引揚げ、除去、破壊、または無害化作業に関する債券、および船積貨物の除去、破壊、または無害化作業に関する債券について、責任制限する権利を留保しています。

注：英国のLLMC留保は、英国の海外領土ジブラルタルおよび王室属領マン島にも拡大適用されます。

国際グループに所属する全クラブが同様の回覧を発行しています。

以上

Jeremy Grose
Chief Executive
Charles Taylor & Co Limited

Direct Line: +44 20 3320 8835
E-mail: jeremy.grose@ctplc.com

（本回覧は、英文クラブ回覧を組合員各位の便宜のために日本語に仮訳したものです）